

個人情報の誤送付

1月25日、氏名や口座番号などの個人情報が記入された介護保険料の口座振替依頼書を第三者に送付する事案が発生しました。

1 経過

・介護保険料の口座振替依頼書を送付

平成29年1月12日、区介護保険課に電話で、介護保険料口座振替依頼書の送付依頼があり、担当者から郵送しました。

平成29年1月23日午後2時30分頃、依頼者から「届いた口座振替依頼書に、すでに第三者の氏名や住所などの記入がある」旨の連絡がありました。この連絡に対し、電話を掛け直すことにしましたが、担当者が依頼者の連絡先電話番号を聞き取り違えてしまい、連絡が途絶えてしまいました。

・窓口を持参

平成29年1月25日午後1時頃、電話を掛けていただいた方が、区役所に来庁され個人情報の誤送付が確認されました。持参された方には、お詫びと感謝を伝え、その場で誤送付した書類を回収しました。また、記入されていた方には、25日午後、電話で経緯を説明し謝罪しました。

・記入済みの口座振替依頼書

今回、記入済みの依頼書を送ってしまった原因は、窓口で書損じとして記入者本人から預かったもので、本来であれば厳重に処分すべきものがなされず、未記入の書類に混入したことから発生したものと判明しました。

2 記載されていた個人情報の内容

介護保険料口座振替依頼書に書かれていた個人情報は、下記のとおりです。

- ・氏名、住所、電話番号、被保険者番号、銀行名、口座番号、銀行印（印影）

3 再発防止に向けて

書類送付の際の点検を二重に行うなど、防止策を強化するとともに、個人情報の取扱の適正化について、あらためて周知徹底を図ります。

【問い合わせ先】

保健福祉部介護保険課：03-3312-2111 内線1311